

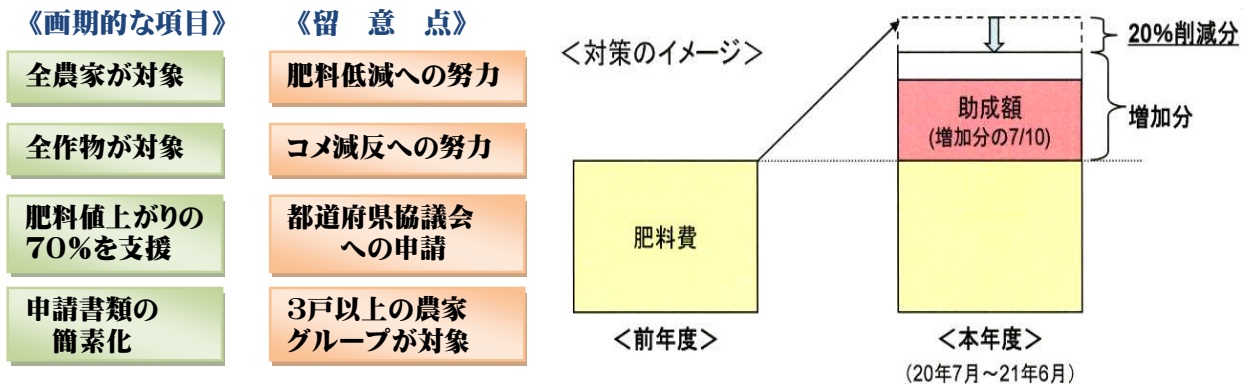
# 平成20年 資料

今農水省が農家に対して「肥料高騰対策」というのを実施しております。これについて述べたいと思います。また、「農薬新情報」と題して、廃止になる農薬と新たに防除暦に掲載される農薬などを紹介します。今後の防除の参考にしてください。

## 1. 「肥料高騰に対する緊急対策事業の実施」について

### 1) 概要

今年9月、燃油・肥料高騰対策関連の法律が決定しました。農林水産省のホームページに詳細な内容が記載されていますが、これは「すべての農家に対し、20肥料年度の肥料価格値上がり分の70%を助成(還付)する」というものです。農産物価格が低迷しているなか農家にとっては朗報であり利用しない手はありません。ちなみに20年肥料年度とは、平成20年7月～21年6月のことです。



### 2) 支援の条件

#### ●支援の対象となる肥料

対象となる肥料というのは、**平成20年7月～21年6月に購入し、期間中に施肥・作付けを開始する作物の肥料**（永年性作物は期間中に施用する肥料）のことです。

#### ●支援の対象者

JAの営農部会や出荷団体など、**農業者グループ【3戸以上】**で申請する人すべてです。代表者、規約が定められていれば任意の組織でもかまいません。また、平成20年産の**水稻栽培を行っていた場合、平成20年産の生産調整(減反義務)**を実施しているか平成21年産の生産調整の実施を確約することが必要となります。

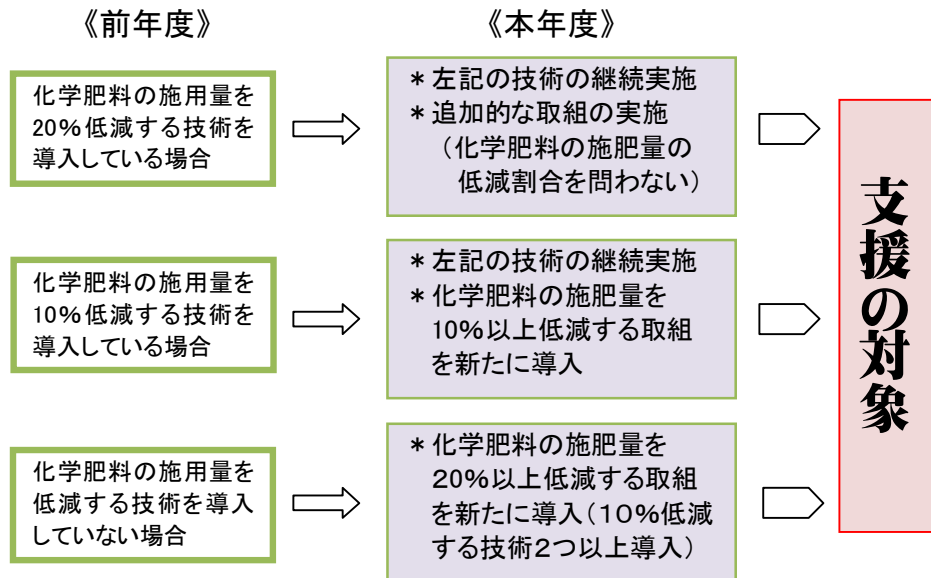
#### ●肥料低減への努力

支援の対象となる「低減の取組」とは化学肥料の施肥量を20%以上減らすことです（目標でもよい）。農業者のこれまでの低減努力も含めます。また、低減の取組の判定は、**低減技術の導入**状況で行います。

#### 低減技術の例

化学肥料の施肥量を20%以上低減する技術	化学肥料の施肥量を10%以上低減する技術	左記以外の技術
<ul style="list-style-type: none"> <li>・側条施肥</li> <li>・育苗箱全量施肥</li> <li>・点滴施肥</li> <li>・うね立同時施肥</li> <li>・灌注施肥</li> <li>・ポット内、セル内施肥</li> <li>・地域特認技術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断に基づく施肥設計の見直し</li> <li>・作物の栄養診断に基づく効率的施肥</li> <li>・堆肥の導入、活用</li> <li>・有機質肥料の導入</li> <li>・低成分肥料の導入</li> <li>・肥効調節型肥料の導入</li> <li>・単肥配合の導入</li> <li>・緑肥作物の導入</li> <li>・地域特認技術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料施肥量の少ない品種の導入</li> <li>・フレコンによる肥料の受入</li> <li>・地域特認技術</li> </ul>

## 低減取組の判定



### 3) 具体的な支援算出例

支援の助成額の算定はどのようにして算出するかですが、AとBの方式があります。

《Aの算定式》

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{前年度の肥料費}) \times 0.7$$

注; 前年度の肥料購入の領収書が必要

《Bの算定式》

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{本年度の肥料費} \div \text{低減率}^{*1} \div \text{高騰率}^{*2}) \times 0.7$$

\*1 低減率; 本年度に新たに20%低減以上に相当する技術が導入されている場合は「0.8」  
それ以外の場合は0.9

\*2; 高騰率は「1.4(全国平均)」とします。

#### モデルケース

- ・本年度肥料費 = 10万円
- ・昨年度肥料費 = 8万円
- ・20%低減する技術を導入(土壌診断による施肥設計・堆肥利用)し、昨年度はしていなかった

《A算定》

$$(10\text{万円} - 8\text{万円}) \times 0.7 = 14,000\text{円}$$

《B算定》

$$(10\text{万円} - 10\text{万円} \div 0.9 \div 1.4) \times 0.7 = 14,445\text{円}$$

### 4) 申請方法

- 提出先; 山梨県水田農業推進協議会(事務局: J A山梨中央会)  
〒400-8530 甲府市飯田1-1-20 Tel; 223-3503、Fax; 220-1083
- 提出期限; 平成21年1月30日
- 申請提出書類; ①実施計画承認申請書(様式13-2号)  
②実施低減技術等導入計画(様式A、様式B)  
③助成額算出明細
  - ・前年の肥料費を実績により記入する場合 = 様式A-1
  - ・前年の肥料費を推計により記入する場合 = 様式A-2
  - ・施肥量の比較により記入する場合 = 様式B

- ④肥料購入に関する領収書（明細書）など（様式A-1の場合は前年のも必要）
- ⑤水稲生産調整実施状況確認書（水稲作付をしている農家の場合）
- ⑥自己確認シート（申請書を書き易くするためのもの）

申請用紙は下記のURLにて取得できます。なお当店でも用意しますので請求してください。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/nenyu\\_koutou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/nenyu_koutou/index.html)

## 5) 問題点

この事業は、自民党の選挙対策の一つとしてのバラマキ行政であり、今話題の給付金（一人1万2千円）と同じだと思われます。助成総額は500億円で、すでに9月から申請を始めていますが詳しい告知もなく、ここに来てようやく県としても動き出し説明会を行いさあ申請しろという。しかも期限が平成21年1月30日（山梨県の場合）である。県も国から押し付けられたまっただけのものではないが、末端の農家はもっと困惑するのではないかと。更には、申請した順で500億円助成し、使い切ったら終わりだとも聞いている。早いもの順ということか。

我々肥料商やJAも各農家への周知と申請の取りまとめを依頼されている。お得意様の為であるから当然動くわけですが、国では申請は簡素化したと言っているが、説明を聞き資料を読むだけではまだまだ理解しがたいところが多い。特に、肥料低減技術についてとか助成率の判定（0.8か0.9か）など疑問点を感じられる。

しかしながら助成してくれるのであるからもらわない手はない。上記のとおり申請には面倒なところもあるし、期限も先のことではない。早急に手を打たなくてはなりません。当店としても皆様の力になりたいと思います。要点をまとめてみました。気軽に当店までお問い合わせください。

- \* 用意するもの
  - ・ 20年7月～12月の肥料（堆肥も含む）購入の伝票や領収書（明細書）
  - ・ 21年6月迄に使用するであろう肥料の種類と数量
  - ・ 作物ごとの肥料使用状況（種類・数量）
  - ・ 自己確認チェックシート（JAとか役所などにある。当店でも準備予定）
  - ・ 土壌診断などの資料
- \* 助成額算出は、B算定で行ったほうがよいと思います。提出の領収書なども少なくてすみます。そして低減率を「0.9」にしたい。そのための肥料低減技術判定を考える。
- \* 肥料購入先が複数あっても合計で申請します。当店での購入分の領収書などは再発行します。
- \* JAに取りまとめを依頼しない農家グループ（3人以上）は当店がお手伝いします。簡単な説明会も行います（わかる範囲で）。また、個人での申請も当店にて取りまとめます（当店にて3人になるようグループ化します）。お知らせください。

## 2. 農薬新情報

来年度の農薬情報をお知らせ致します。

### 1) 価格情報

冒頭でも述べたように農薬価格は値上げしてしまいます。具体的な価格はまだ示されていませんが、平均5%UPの様です。特に上昇が大きい薬剤を挙げてみました。

薬 剤 名	予想値上率 (%)	薬 剤 名	予想値上率 (%)
硫黄フロアブル	10	スプラサイド	7
土壌ピクリン	13	パダン粒剤	19
オルトラン水和剤	9	デゾレートAZ粒剤	30
シマジン	18	バスタ液剤	8
スミチオン	7	プリグロックスL	15
機械油乳剤	14	ラウンドアップ液剤	30

### 2) 販売中止農薬

今年すでに製造中止になっている薬剤を挙げてみます。これらの薬剤は使用してもよいですが在庫分しかありませんので近いうちになくなります。

薬 剤 名	当店在庫状況	薬 剤 名	当店在庫状況
カルホス乳剤・粉剤	5～7本・袋	DDVP・500cc	25本
エイカロール乳剤	—	パルノックスFL・500ml	15本
ケルセン乳剤	—	パルノックスFL・1L	20本
ダズバン水和剤	0	マリックス乳剤	0
DDVP・100cc	20本	ラウンドアップハード	5

### 3) 来年度防除歴変更点

一番の変更は、「パルノックスFL」がなくなることでしょう。もも・すももにおいて「硫黄合剤」の代わりに使用していた（縮葉病防除）剤ですが今ある在庫のみとなります。以下主な変更点を挙げてみました。

《全般》

- ◎「パルノックスFL」をすべて「チオノックFL」に変更  
パルノックスFLの成分の1つであるジラム成分が禁止になったので  
チウラム成分のみのチオノックFLが採用された
- ◎「ダズバン水和剤」を「ダズバンドライフロアブル」  
ダズバン水和剤が製造中止となったため

《ぶどう》

- ◎「トップジンMペースト」の3倍液塗布使用を廃止  
薬剤登録の変更による

《もも・すもも》

- ◎収穫後の白紋羽病対策として「フロンサイドSC」を追加

その他細かい変更点がありますが、防除歴を参照してください。